豊中市広告掲載等に関する基本指針

1. 目 的

豊中市(以下「市」という。)においては、民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る必要があります。

そこで、市の発行物、所有財産又は市の主催するイベント機会等を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して考慮すべき基本的な事項について一定の方向性を示すため、基本指針を定めるものです。

2. 指針の対象

この指針における広告掲載について規定する対象は、以下の形態によります。

- (1) 広告媒体への有料広告の掲載
 - ① 市の広報誌
 - ② 市が発行する印刷物(①を除く。) 市が作成している封筒・チラシ等について、発行部数 5,000 枚以上のもの(ただし、広告掲載の可能性があれば、5,000 枚未満でも対象) また、ポスター等、多数の人に見られるものは、基本的に対象とします。
 - ③ 車体
 - ④ 市のホームページ
 - ⑤ その他市の所有財産で広告媒体として活用できると市長が判断するもの
- (2) その他
 - ① 広告の場又は機会の提供(例)施設内広告、イベントの共催、市民講座の協賛
 - ② 広告の付随した物品の受領
 - (例) 市民会館のどん帳、安全講習会での啓発品
- 3. 広告掲載の媒体としてふさわしくないもの
 - ① 法令により規制されているもの
 - ② 公印やその印影があるもの
 - ③ その他広告媒体として不適当であると市長が判断するもの

4. 広告の掲載基準

以下のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないこととする。

- ① 法令又は条例若しくは規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- ③ 政治性のあるもの
- ④ 宗教性のあるもの
- ⑤ 個人の氏名広告に当たるもの
- ⑥ 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

- ⑦ 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が判断するもの

5. その他

- (1) 応募資格、募集方法、広告料、広告掲載の順位については、当該広告媒体の性質に応じて別に定めます。
- (2) 既に実施している有料広告については、当該有料広告に係る契約期間中に限り、なお従前の例により運用するものとします。

6. 実施時期

この基本指針は、平成21年6月1日から運用を開始するものとします。